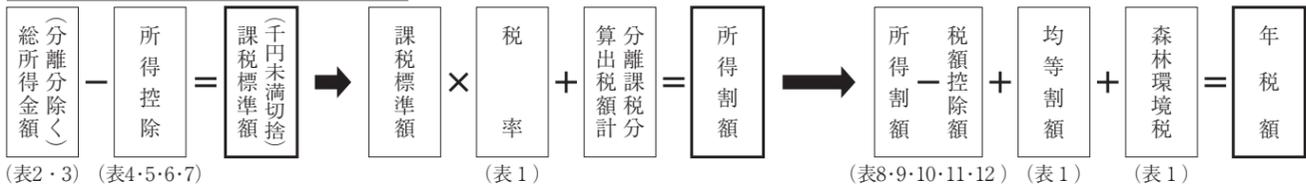


市民税・都民税の算出方法について



(表1) 総合課税に係る税率と均等割額及び森林環境税

	税率	均等割額
市民税	6%	3,000円
都民税	4%	1,000円
合計	10%	4,000円

※令和6年度より均等割とあわせて森林環境税1,000円が加算されています。

(表2) 給与所得速算表

給与収入金額	給与所得金額
0円～650,999円	0円
651,000円～1,900,000円	収入金額－650,000円
1,900,001円～3,599,999円	※A × 2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	※A × 3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円～	収入金額－1,950,000円

※Aは、給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てた金額

(表5) 人的控除の種類と控除額

控除の種類	市・都民税	所得税	差額
障害者控除	普通障害者	26万円	27万円
	特別障害者	30万円	40万円
	同居特別障害者	53万円	75万円
寡婦控除	26万円	27万円	1万円
ひとり親控除	30万円	35万円	5万円(※1)
勤労学生控除	26万円	27万円	1万円
配偶者控除(※2)	一般配偶者	33万円	38万円
	老人配偶者	38万円	48万円
配偶者特別控除(※2)	住民税の控除額は(表6)参照		
特定親族特別控除	控除額は(表7)を参照		
扶養控除	一般扶養(S31.1.2～H15.1.1、H19.1.2～H22.1.1の出生者)	33万円	38万円
	特定(H15.1.2～H19.1.1の出生者)	45万円	63万円
	老人扶養(S31.1.1以前の出生者)	38万円	48万円
	同居老親等	45万円	58万円
基礎控除(※3)	43万円	最高95万円	5万円

※1 父である者は1万円  
 ※2 ( )内はそれぞれあなたの合計所得が900万円超950万円以下・950万円超1,000万円以下の場合  
 ※3 所得税の基礎控除の額は合計所得により変わります。132万円以下：95万円、132万円超336万円以下：88万円、336万円超489万円以下：68万円、489万円超655万円以下：63万円、655万円超2,350万円以下：58万円、2,350万円超2,400万円以下：48万円。( )内はそれぞれ納税義務者の合計所得が2,400万円超2,450万円以下・2,450万円超2,500万円以下の場合

(表7) 特定親族特別控除の早見表

親族等の合計所得金額	控除額(所得税)	控除額(住民税)
58万円超85万円以下	63万円	45万円
85万円超90万円以下	61万円	
90万円超95万円以下	51万円	41万円
95万円超100万円以下	41万円	
100万円超105万円以下	31万円	21万円
105万円超110万円以下	21万円	
110万円超115万円以下	11万円	6万円
115万円超120万円以下	6万円	
120万円超123万円以下	3万円	3万円

(表8) 税額控除(調整控除)

(所得税と市民税・都民税の人的控除の差額から生じる負担増の調整)

合計課税所得金額	控除額
200万円以下	以下の①、②のいずれか少ない金額の5%(市民税3%・都民税2%) ①所得税と市民税・都民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額
200万円超	人的控除額の差額の合計－(合計課税所得金額－200万円)  ×5%(市民税3%・都民税2%) ※算出された金額が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

※「人的控除額」については(表5)を参照してください。  
 ※「合計課税所得金額」には、長期譲渡所得等の申告分離課税に係る課税所得金額は含みません。  
 ※合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。

(表10) 税額控除(寄附金税額控除)

対象：①都道府県、市町村もしくは特別区、②住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部、③市・都のそれぞれの条例で指定した法人	控除額：ア、基本控除(寄附金支払額(総所得金額等の30%が上限)－2,000円)×(市民税分6%、都民税分4%)
イ、特例控除(寄附金支払額－2,000円)×(90%－所得税の税率×1.021)×市民税3/5、都民税2/5	※1 所得割(調整控除後)の2割が限度 ※2 ①のうち総務大臣の指定した団体に対するもののみ受けることができる。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受ける場合、所得税控除分相当額を含めた額が翌年度の住民税から控除されます。

\* 税制の改正等に伴い、内容を一部変更することもあります。

(表3) 公的年金等所得金額速算表

受給者の年齢	公的年金等収入金額	公的年金等所得金額			
		公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～	
65歳未満の方(昭和36年1月2日以後生まれた方)	0円～400,000円	0円	0円	0円	収入金額－400,000円
	400,001円～500,000円	0円	0円	0円	
	500,001円～600,000円	0円	0円	0円	
	600,001円～1,299,999円	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－75,000円
	1,300,001円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－485,000円
	4,100,001円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,255,000円
65歳以上の方(昭和36年1月1日以前生まれた方)	0円～900,000円	0円	0円	0円	収入金額－900,000円
	900,001円～1,000,000円	0円	0円	0円	
	1,000,001円～1,100,000円	0円	0円	0円	
	1,100,001円～3,299,999円	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円
	3,300,001円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－485,000円
	4,100,001円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,255,000円
10,000,001円～	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×1.05－2,455,000円	収入金額×1.05－2,255,000円	
	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円	収入金額－1,655,000円	

(表4) 所得控除一覧

雑損	(損失金額－保険金などで補てんされる金額＝差引損失額)差引損失額－総所得金額等の合計額×10%＝雑損控除額	
医療費	(支払医療費等－保険金などで補てんされる金額＝差引負担額(A))医療費控除：A－(総所得金額等の合計額×5%か10万円との少ない方の金額)〈控除限度額200万円〉 セルフメディケーション税制：A－1万2千円〈控除限度額8万8千円〉	
社会保険料	支払った金額	
小規模企業共済等掛金	支払った第一種共済掛金、確定拠出年金掛金又は心身障害者扶養共済掛金との合計額	
生命保険料	支払金額	
	新契約	控除額
	旧契約	控除額
医療保険料	支払金額	控除額
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料それぞれ上記計算式で計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料・個人年金保険料については、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上記計算式で計算した控除額の合計額(限度額28,000円)	
地震保険料	支払金額	控除額
	保険料	支払金額の1/2
	損引	25,000円
	長期	全額
地震保険と旧長期損害保険が両方あるとき、それぞれの合計金額が控除になるが限度額は25,000円		

(表6) 配偶者特別控除の早見表

対象者…合計所得金額が1,000万円以下の者

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
58万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超100万円以下	31万円	21万円	
100万円超105万円以下	26万円	18万円	9万円
105万円超110万円以下	21万円	14万円	7万円
110万円超115万円以下	16万円	11万円	6万円
115万円超120万円以下	11万円	8万円	4万円
120万円超125万円以下	6万円	4万円	2万円
125万円超130万円以下	3万円	2万円	1万円
130万円超133万円以下			
133万円超	0円		

(表9) 税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年1月から平成26年3月まで、平成26年4月から令和3年12月まで及び令和4年1月から令和7年12月までの入居等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、以下の①と②のいずれか小さい額を市民税・都民税の所得割から控除します。			
①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額			
②市民税・都民税の住宅借入金等特別税額控除限度額			
入居した年月	平成21年1月～平成26年3月	平成26年4月～令和3年12月	令和4年1月～令和7年12月
控除限度額	A×5% (最大97,500円)	A×7% (最大136,500円)	A×5% (最大97,500円)

※表中のAは前年分の所得税に係る課税総所得金額等です。

(表11) 税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額		1,000万円超の部分	
	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分	市民税	都民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(表12) 税額控除(配当割額控除額及び株式等譲渡所得割額控除額)

区分	市民税	都民税
等配当割額及び株式譲渡所得割額	3/5	2/5

令和8年度 市民税・都民税申告の手引き 提出期限：令和8年3月16日(月)

日頃より市民税・都民税の申告に御協力をいただき厚く御礼申し上げます。この申告書は、令和8年1月1日現在、昭島市に住所のある方で申告書の提出が必要と思われる方に送付しております。市民税・都民税は、1月1日の住所地で前年中の所得を申告していただき、その内容にもとづいて課税されるものです。前年中の収入がなかった場合でも国民健康保険に加入されている方、非課税証明書を必要とされる方などは、申告が必要です。申告が必要な方は、期限までに御提出(郵送も可)いただくようお願いします。

お知らせ

- ・郵送による申告にご協力をお願いいたします。申告受付会場は非常に混雑するため、郵送による申告をお願いいたします。下記の「申告の際にお持ちいただくもの」をご参考の上、申告書と一緒に、申告に必要な添付書類を忘れずに同封してください。証明書等の添付がない場合、控除等の適用を受けられないことがあります。受付印を押した申告受付票が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ・マイナンバーカードをお持ちの方は電子申告が可能です。詳しい申告方法は昭島市の公式ホームページ「令和8年度市民税・都民税の申告、令和7年分所得税の確定申告について」をご確認ください。

昭島市 市民税・都民税 電子申告



- ・令和9年度市民税・都民税申告から申告書の様式が変更されます。詳しくは、ホームページや広報等でお知らせしていきます。

申告の際にお持ちいただくもの

- 市民税・都民税申告書(申告書には事前に住所・氏名等の記入をお願いします)。
  - マイナンバーカード又は個人番号(マイナンバー)が記載された書類と身分証明書。
  - 源泉徴収票、支払者の証明、領収書、収支計算書や帳簿など令和7年中の所得がわかる資料。
  - 年金を受給されている方は、年金の支払先から郵送された令和7年分公的年金等の源泉徴収票(はがき)。
  - 社会保険料(国民健康保険税(料)・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・雇用保険料等)の領収書、生命保険料・地震・旧長期損害保険料の控除証明書、医療費控除の明細書(令和7年中に支払ったもの)。
  - 障害者控除の適用を受けたい方は、障害者手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定書。
- ※ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された方が市民税・都民税の申告をされる場合は、特例制度が適用されなくなりますので寄附金の受領証をお持ちください。

申告書の提出が不要な方

- 令和7年分所得税の確定申告書を税務署に提出される方。
- 令和7年中の収入が給与のみで、勤務先から昭島市に給与支払報告書が提出されていて、控除の追加等がない方。(給与支払報告書が提出されているか御不明の方は、勤務先の給与担当者に確認してください。)
- 令和7年中の収入が公的年金のみで、控除の追加等がない方。

申告受付期間及び混雑予測

※2月16日は非常に混雑します。待ち時間短縮のためにも、できる限り別日の来庁をお勧めします。

日	月	火	水	木	金	土
	2月16日	17	18	19	20	21
	市役所	市役所	市役所 ①イーストラス・サブスリー	市役所 ②武蔵野会館	市役所 ③青少年交流センター	
22	23	24	25	26	27	28
		市役所	市役所	市役所	市役所	
3月1日	2	3	4	5	6	7
	市役所	市役所	市役所	市役所 (夜間受付)	市役所 (夜間受付)	市役所 休日受付
8	9	10	11	12	13	14
市役所 休日受付	市役所	市役所	市役所	市役所	市役所	
15	16					
	市役所 確定申告書 仮収受終了			混雑予測	非常に混雑	※午後のほうが比較的空いています。
					混雑	
					比較的空いている	

◇ 確定申告書仮収受 2月16日(月)～3月16日(月)

作成済みの所得税の確定申告書を市役所でお頃かりし、税務署にお届けします。国税庁の手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととなりました。それに伴い、昭島市で収受日付印の押なつを行いません。記入方法や内容については、立川税務署にお問合せください。立川税務署：042-523-1181

※問合せ・郵送提出先 昭島市役所課税課市民税係 〒196-8511 東京都昭島市田中町一丁目17番1号 電話(042)544-5111(代表) 内線 2052～2059 (042)544-4122(直通)

所得欄	
①収入金額	●給与 給与・賃金及び賞与などの収入の1年間の合計額をそれぞれ記入してください。 ※①源泉徴収票がある方は、添付又は御持参ください。 ②源泉徴収票がない方は、申告書裏面の『⑦給与所得』欄に記入し、雇主の証明をもちってください。
②所得金額(所得の内容)	● <b>公的年金等</b> 国民年金・厚生年金・恩給(一時恩給を除く)などの収入の1年間の合計額をそれぞれ記入してください。 また、公的年金等の源泉徴収票を添付又は御持参ください。 ※遺族年金・障害年金等は非課税所得となりますので、申告書表面の年金額の記入はせず裏面の『⑦収入のなかった方』の欄に記入してください。
①営業等	①営業等 販売業・製造業・卸売業・飲食業・サービス業などの営業から生じる所得。
②農業	②農業 農産物の生産・果樹などの栽培・農家が兼営する家畜その他の生産から生じる所得。
③利子	③利子 預貯金の利子などの所得。ただし、所得税において源泉分離課税されたものは申告の必要はありません。
④不動産	④不動産 家賃・貸間代・地代・権利金・更新料・名義書換料などの所得。
⑤公的年金等	⑤公的年金等 公的年金等に係る所得。計算方法は、裏面の(表3)を確認してください。
⑥業務雑	⑥業務雑 原稿料、講演料又はシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得。
⑦その他雑	⑦その他雑 生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金、暗号資産取引など⑥及び⑥以外のものによる所得。
⑧配当	⑧配当 株式配当・剰余金の分配(出資に係るものに限る)などの所得。
⑨分離等	⑨分離等 山林所得・先物取引など他の所得と分離して税額を計算する所得。
⑩総合の譲渡・一時	⑩総合の譲渡・一時 資産の譲渡による所得・賞金・懸賞当せん金品・競輪競馬等の払戻金などの所得。

③所得控除欄(所得から差し引かれる金額)	
● <b>雑損控除</b>	災害・盗難・横領などで損失があった場合に記入し、明細書を添付してください。
● <b>医療費控除</b>	自分や同一生計の家族の医療費を支払った場合に記入し、明細書を添付してください。 セルフメディケーション税制を適用する場合は、チェックを入れて明細書を添付してください。
● <b>社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除</b>	国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、確定拠出年金、共済掛金などを支払った場合、その金額をそれぞれ記入してください。 国民年金や共済の掛金は領収書を添付してください(生計を一にする親族の年金から天引きされている国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料は除く)。
● <b>生命保険料控除</b>	生命保険、個人年金保険、介護医療保険の保険料を支払った場合に記入し、証明書を添付してください。 旧契約(平成23年以前)・新契約(平成24年以後)を区分して記入してください。
● <b>地震保険料控除</b>	地震保険料を支払った場合に記入し、証明書を添付してください。 平成18年以前の長期損害保険には経過措置として、従前の損害保険料控除と同様の控除が適用されます。
● <b>配偶者特別控除</b>	合計所得金額が1,000万円以下の場合に、配偶者の合計所得金額及びあなたの合計所得金額に応じて適用されます。 配偶者の収入及び所得を記入してください。(ただし、一方の配偶者がこの控除を受けた場合、他方の配偶者は受けることができません)。
● <b>特定親族特別控除(令和8年度新設)</b>	生計を一にする19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の親族等(配偶者及び青色事業専従者等を除く)を有する場合には、扶養親族等欄に対象となる親族の氏名、個人番号、続柄、生年月日を記入し、特親の欄に○をつけてください。別居の場合はその住所を記入してください。
● <b>配偶者・扶養控除・障害者控除</b>	12月31日現在、生計を一にする合計所得58万円以下の配偶者や親族がいる場合に適用されます。「氏名、続柄、個人番号、同居又は別居、生年月日」を記入してください。別居の場合はその住所を、障害のある方についてはその手帳の種類と等級を記入してください。 介護保険制度に係る障害者控除に該当する方は、障害者控除対象者認定書を添付してください。 ● <b>国外の親族を扶養する場合は、送金証明や親族関係書類が必要です</b> (外国語で作成されている場合は、翻訳文も添付してください)。 <b>30歳以上70歳未満の国外扶養親族は一定要件を満たさないと対象外です</b> 。 ※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者控除の適用は受けられません。

# 令和8年度 市民税・都民税申告書の書き方

記載例は、赤色で記入してありますが、申告書には黒色のボールペンで記入していただきますようお願いいたします。

**必ず住所、氏名、生年月日、電話番号、を記入してください。**

(宛先) <b>昭島市長</b> 年 月 日提出	8年1月1日 現在の住所 昭島市 <b>田中町1-17-1</b>	個人番号 (マイナンバー) <b>123456789012</b>
現住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上	コード
フリガナ	<b>アキシマ イチロウ</b>	生年月日
氏名	<b>昭島 一郎</b>	大(昭)平(令) <b>20年2月1日</b>
代理人	申告者との関係	翌年度以降申告書不要
代理人住所(別居のとき)		電話番号
		職業

収入金額	給与		一般給与	乙・丙欄給与	専従者給与
			<b>2,400,000</b> 円		192 円
公的年金等		(国民)年金	(厚生)年金	(企業)年金	
		<b>729,341</b> 円	<b>1,550,022</b> 円	<b>52,697</b> 円	
所得金額	①営業等	101	②農業	102	
	③利子	105	④不動産	104	<b>252,096</b> 円
	⑤公的年金等	194	⑥業務雑	195	
	⑦その他雑	116	⑧配当	108	
	⑨分離等		⑩総合の譲渡・一時		

③雑損		損害の原因	損害年月日	④損害金額	⑤補てん金額	⑥差引損失額(④-⑤)	⑦災害関連支出の金額
医療費	医療費の合計 ※明細書を添付してください。	(医療費)所得の5%か10万円の少ない額 (特例)1万2千円		<b>81,146</b> 円	<b>12,000</b> 円	<b>69,146</b> 円	セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を選択する。 <input checked="" type="checkbox"/>
社会保険料	国民健康保険	後期高齢者医療保険	国民年金	介護保険			
	<b>130,350</b> 円	<b>155,750</b> 円	<b>36,910</b> 円				
小規模共済	支払った第一種共済掛金、確定拠出年金掛金又は心身障害者扶養共済掛金の合計額						
生命保険料	旧契約(平成23年以前の契約)	一般生命保険料の計	個人年金保険料の計	介護医療保険料の計			
	新契約(平成24年以降の契約)	<b>121,978</b> 円					
		<b>35,714</b> 円					
地震保険料	地震保険料の計	<b>55,623</b> 円	旧長期損害保険料の計				
配偶者特別	給与収入	( )収入	配偶者の合計所得				
配偶者	個人番号	234567890123	同居・別居	障害の程度	障害者	コード	
	氏名	<b>昭島 春子</b>	続柄	妻	夫	生年月日	大(昭)平(令) <b>22・10・11</b>
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)の場合には左の <input type="checkbox"/> にチェックを入れてください。						
扶養親族等	個人番号	3456789011234	同居・別居	特親	障害の程度	障害者	コード
	氏名	<b>昭島 太郎</b>	子	大(昭)平(令) <b>53・11・1</b>			
	個人番号	4567890121345	同居・別居	特親	障害の程度	障害者	コード
	氏名	<b>昭島 花子</b>	子	大(昭)平(令) <b>55・12・10</b>	<b>身体3</b>		
	個人番号	5678901123456	同居・別居	特親	障害の程度	障害者	コード
	氏名	<b>昭島 次郎</b>	子	大(昭)平(令) <b>16・1・21</b>			
	個人番号		同居・別居	特親	障害の程度	障害者	コード
	氏名		続柄				
別居扶養親族等の住所							
申告者本人について	障害者控除(本人)	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(級)	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(級)	<input checked="" type="checkbox"/> 確認用	<input type="checkbox"/> 手帳	<input type="checkbox"/> その他	障害者
		<input type="checkbox"/> 愛の手帳(度)	<input type="checkbox"/> 障害者控除対象者認定書(普・特)	<input type="checkbox"/> 控	<input type="checkbox"/> 認定書		
	<input type="checkbox"/> 寡婦控除	1死別	2離別	3生死不明	<input type="checkbox"/> ひとり親控	勤労学生控	学校名:
⑤寄附金税額控除	寄附先の名称		円	寄附先の名称			円
⑥徴収方法	給与・公的年金に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択					1特別徴収・2普通徴収	
⑦所得金額調整控除に関する事項	個人番号				同居・別居	障害の程度	
	氏名		続柄		生年月日	大(昭)平(令)	身体・愛・他精神・介護 級度

④申告者本人について	
● <b>障害者控除</b>	障害のある方は手帳などの種類を□にチェックを入れて、等級を記入してください。介護保険制度に係る障害者控除に該当する方は、障害者控除対象者認定書を添付してください。
● <b>寡婦控除</b>	あなたが寡婦(①夫と死別、②夫と離婚もしくは生死が不明で子以外を扶養している)の場合、□にチェックを入れて、該当する文字を○で囲ってください。なお、合計所得金額が500万円を超える場合はこの控除は適用されません。
● <b>ひとり親控除</b>	婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子を有するひとり親の方は、□にチェックを入れてください。なお、合計所得金額が500万円を超える場合は、この控除は適用されません。 ※ひとり親であっても、住民票の続柄に「未届の夫」「未届の妻」と記載されている場合は対象となりません。
● <b>勤労学生控除</b>	あなたが学生で合計所得金額が85万円以下であり、かつ、給与所得以外の所得金額が10万円以下の場合、学校名を記入し、学生証など証明するものを添付又は御持参ください。

⑤寄附金税額控除	
都道府県	市区町村
都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会、住所地の日本赤十字支部への寄附をした場合、または住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県もしくは市区町村が条例で定めるものを支出した場合、その金額を記入し受領証等を添付してください。	
※ふるさと納税場ワストップ特例制度を申請された方が市民税・都民税の申告をされる場合は、特例制度が適用されなくなりますので寄附金の受領証をお持ちください。	

⑥徴収方法	
市民税・都民税が給与から差し引かれる方で、給与・公的年金等に係る所得以外(8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得がある場合、その所得に対する市民税・都民税の徴収方法が選択できます。希望の方法を○で囲ってください。	
①特別徴収…給与から天引きする方法	②普通徴収…自分で納める方法

⑦所得金額調整控除に関する事項	
所得金額調整控除には、次の2つのパターンがあります。	
①あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。	
・あなたが特別障害者に該当する	
・年齢23歳未満の扶養親族を有する(※)	
・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する	
※同じ世帯に所得者が2人以上いる(いわゆる共働き世帯)の場合、扶養控除と異なり、夫婦の双方で所得金額調整控除の適用を受けることができます。	
②給与所得及び公的年金等に係る所得があり、その合計額が10万円を超える場合には、給与所得(10万円を限度)及び年金所得(10万円を限度)の金額の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。	
①に該当する場合は、特別障害者もしくは扶養親族の氏名等をご記入ください。	

⑧収入のなかった方の記載について(裏面最下部)	
7年中に収入のなかった方は、申告書裏面の『⑦収入のなかった方』欄に記入してください。記載されている内容に当てはまるものがない時は、「その他」に生活状況を具体的に記入してください。	
収入がなかった場合でも、非課税証明書を必要とされる方、国民健康保険に加入されている方、各種福祉手当、福祉年金等の手続きのある方、公営住宅の収入状況報告をされる方は、申告書を提出してください。	

⑧収入のなかった方		この欄は、非課税証明書発行、国民健康保険税算定等の資料となります。	
扶養されていた	あなたを扶養していた方の氏名	続柄	住所(別居のとき)
学生であった	学校名		卒業見込 年 月
非課税の所得があった	該当するものに○をつけてください。 遺族年金・遺族恩給・障害年金・児童手当・雇用(失業)保険・傷病手当を受けていた 生活保護を受けていた 年 月 日～ 年 月 日まで 福祉事務所 担当		
該当する内容に○をつけてください。	住送り・援助を受けていた	預貯金・蓄えて生活していた	病欠・けがの療養中であった
その他	上記に該当しない方は、昨年中の生活状況を詳しく記入してください。		

⑧収入のなかった方		この欄は、非課税証明書発行、国民健康保険税算定等の資料となります。	
扶養されていた	あなたを扶養していた方の氏名	続柄	住所(別居のとき)
学生であった	学校名		卒業見込 年 月
非課税の所得があった	該当するものに○をつけてください。 遺族年金・遺族恩給・障害年金・児童手当・雇用(失業)保険・傷病手当を受けていた 生活保護を受けていた 年 月 日～ 年 月 日まで 福祉事務所 担当		
該当する内容に○をつけてください。	住送り・援助を受けていた	預貯金・蓄えて生活していた	病欠・けがの療養中であった
その他	上記に該当しない方は、昨年中の生活状況を詳しく記入してください。		

●この申告書に記載された事項は住民情報システムに記録されます。

資料添付欄

所得から差し引かれる金額

切り取りられないでください

資料添付欄

所得から差し引かれる金額